

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

2015年12月8日

改定 2016年6月24日

アクシアル リテイリング株式会社

当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードに関して、以下のとおり取り組みを行っております。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、株主の権利に関わる事項の決定については、株主の権利が実質的に確保されるよう、十分な配慮を払って判断することとしております。

また、株主、投資家、その他当社を取り巻く様々な利害関係者がその権利を適切に行使できるよう、正確な情報を公平かつ適時に公開することを情報公開の基本方針としており、株主の平等性確保に努めております。

開示にあたっては、法令、規則に定められた開示事項のほか、当社を理解していただくために有用であると判断されるものについても積極的に開示しており、これらの情報は、公に設置された各種媒体のほか、当社ホームページ（＊1）においても開示しております。

- 参照情報

（＊1） <http://www.axial-r.com/>

【原則 1 – 1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、全ての株主の権利が何ら阻害されることなく、平等に行使できるよう、議決権行使の環境整備、情報の提供に努めています。

【補充原則 1 – 1 ①】

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があつたと認められるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応要否について検討を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、株主総会における株主の意思表示の結果を具体的に把握し、株主との対話や経営戦略に反映させるため、株主総会後に全議案の賛成・反対要因の分析を行っています。

また、議決権行使の結果につきましては臨時報告書にて開示しております。

【補充原則 1 – 1 ②】

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社ならびにグループ会社の一部は、経営に関する意思決定と業務執行の役割を明確化し、企業集団全体の業務執行体制について、迅速かつ機動的な経営戦略の実現を図るとともに、責任を明確化しコーポレート・ガバナンス体制を強化することを目的として、執行役員制度を導入しております。取締役は当社を中心とした企業集団全体に関する経営判断、業務執行の監督及び取締役会における意思決定について責任を負い、執行役員は取締役会の決議に基づき執行する業務について責任を負います。加えて、社外取締役を選任し、取締役の業務執行を監督する体制を構築しております。

このような体制に基づき、当社は、株主総会決議事項のうち、以下について取締役会で決議することができる旨、定款で定めております。

(1) 自己株式の取得

これは、経済情勢の変化に応じて財政政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

(2) 中間配当

これは、株主の皆様へ機動的に利益還元を行うことを目的とするものであります。

なお、当社の配当政策につきましては、有価証券報告書（＊1）に記載しております。

- 参照情報

（＊1） 有価証券報告書 第1部 企業情報 第4 提出会社の状況 3 配当政策

【補充原則 1－1 ③】

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、少数株主を含む株主の権利行使に係る手続きについて株式取扱規程に定め、当社指定の証券代理機関と連携して、速やかに権利行使が行われるよう努めております。

なお、当社の株式事務の概要につきましては、有価証券報告書（＊1）に記載しております。

- 参照情報

（＊1） 第1部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要

【原則 1 – 2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、スーパーマーケット事業を主力としており、株主にはお客様として日ごろから当社店舗をご利用いただの方が大変多くおられます。このような当社の特性から、株主総会は株主に対する当社のレビュー向上の重要な場であるとの認識をしております。

また、株主総会は、当社における意思決定の最高機関であり、株主の意思が適切に反映される環境整備が重要であると考えております。

当社は、毎期、株主総会の開催にあたり、総会を運営する役職員を対象に、外部講師を招いた勉強会を開催し、上記の認識の共有を図るとともに、株主総会の運営についても工夫や配慮をしております。

また、株主総会開催日に来場できない株主に関しても、議決権行使書にて議決権行使が可能な環境を整えております。

直近における当社株主総会に来場された株主は、総株主数の1割弱、議決権行使書を含めた議決権行使総数は、総議決権数の9割弱であり、議決権行使に係る環境整備については、株主の理解が概ね得られているものと考えております。

【補充原則 1 – 2 ①】

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。

- 説明

当社は、法令に定められた情報開示事項のほか、会社が必要と判断した事項については、当社ホームページやTDnet等を通じて、積極的、かつ、速やかに開示することとしております。また、公告については当社ホームページに電子公告（＊1）で行うこととしております。

なお、当社の情報開示に関する基本方針については、当社ホームページ・コーポレートガバナンス（＊2）にディスクロージャー・ポリシーとして記載しております。

- 参照情報

（＊1） <http://www.axial-r.com/>

（＊2） <http://www.axial-r.com/ir/cg/>

【補充原則 1 – 2 ②】

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、招集通知の発送を法定期日前に発送しており、発送日に先立って同日に東証上場会社情報検索サービスにて公表しております。

なお、決算短信につきましては、決算日後35日前後で開示しており、タイムリーな情報提供を行っております。

【補充原則 1 – 2 ③】

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、株主総会開催日の設定にあたり、より多くの株主が来場しやすい会場の確保に努めており、開催日の設定にあたっては、株主総会集中日に合わせて設定するといったことはしておりません。

なお、当社は地方都市に拠点を置く会社であり、株主総会を開催可能な会場の選定が限定されるため、開催日程が影響を受ける場合があります。

【補充原則 1 – 2 ④】

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

- コードに対する当社の対応：実施しない。
- 説明

当社は、国内の限定された地域で事業展開しており、その顧客構成は個人が大半であることから、株主構成は、議決権比率で国内が9割超かつ個人その他が半数弱となっており、外国法人等は1割未満にとどまっております。

このような現状を踏まえますと、議決権の電子行使や招集通知の英訳については、その要望が相対的に低いと考えており、当社株式に関する現状の議決権行使の方法（株主総会への出席又は議決権行使書の提出）で株主の意思は十分反映されていると考えています。

議決権の電子行使や招集通知の英訳については、今後、その費用や手続き、株主構成の変化等を総合的に勘案し、実施の検討をしてまいります。

【補充原則 1 – 2 ⑤】

上場会社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、株主総会における議決権は、基準日において株主名簿に記載または記録されているものが有しているとしております。

ただし、要請があった場合には、信託銀行等と協議いたします。

【原則1－3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与えることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社グループは、連結総資本経常利益率（ROA）を経営の重要指標と位置づけ、15%を長期目標に掲げています。また、当面の目標として10%を上回るべく、総資本回転率と利益率の改善に努めております。

この実現のため、当社は長期経営計画「Advanced Regional Chain」を定め、その実現のための橋渡しとして、中期経営計画を策定し実行しております。

なお、当社グループは、スーパー・マーケット事業を主な事業としており、当社グループを取り巻く環境は、個人の消費動向や競合の状況、その他変化を続ける様々な外部要因にさらされており、非常に流動的なものとなっております。このため、当社グループは、経営における様々な変化への対応を的確にしていくため、中期経営計画は固定的なものとせず、3か年計画をローリング方式により毎期更新して定めております。

長期経営計画及び中期経営計画の概要につきましては、有価証券報告書（＊1）にて公表しております。

- 参照情報

（＊1） 第1部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 （7） 経営者の問題認識と今後の方針

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、株式の政策保有に関する方針及び政策保有株式に係る議決権行使基準を次のとおり定めており、保有する株式の状況につきましては、取締役会が定期に担当部署より報告を受け、把握しております。

1 株式の政策保有に関する方針

- (1) 取得にあたっては、中長期的企業価値向上な観点から、当社の経営における取引関係維持、シナジー創出等その必要性を踏まえ、その保有目的を慎重かつ合理的に勘案して行うこととし、単なる安定株主としての取得は行わない。
- (2) 保有にあたっては、隨時、当該発行会社の情報を入手するとともに、リターンとリスクの評価、時価状況等の経済的合理性の把握に努め、保有目的に合致しないと認められこととなった場合には、処分を検討する。

2 政策保有株式に係る議決権行使基準

- (1) 株主としての権利行使の観点から、原則として、すべての議案に関して議決権行使する。
- (2) 提示された議案については、当社の保有目的に合致するか否か、当社の経営に及ぼす影響等を総合的に勘案して賛否を判断する。
- (3) 議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、外部の第三者に助言を求め、適切に対処する。

上記、当社グループが保有する政策保有株式の保有方針及び議決権行使基準については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び当社ホームページ・コーポレートガバナンス（＊1）にて開示します。

また、政策保有株式の保有状況につきましては、有価証券報告書（＊2）をご覧ください。

● 参照情報

- (＊1) <http://www.axial-r.com/ir/cg/>
(＊2) 第1部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況 (1)
コーポレート・ガバナンスの状況 ⑤ 株式の保有状況

【原則 1 – 5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、成長を持続する経営戦略の遂行や、積極的なIR活動の実施による当社へのステークホルダーからの理解を深めることで企業価値の向上を実現し、適切な株主還元をしていくことが、株主共同の利益に応える上で重要であると考えており、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（いわゆる買収防衛策）は導入しておりません。

【補充原則 1 – 5 ①】

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を本当に妨げる措置を講じるべきではない。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社株式が公開買付けに付された場合には、株主共同の利益や公開買付者の意向等を総合的に検討し、速やかに当社取締役会としての考え方を開示いたします。

なお、個々の株主の意思を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げる措置を講じることはありません。

【原則 1 – 6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、M&O等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

資本政策の検討にあたっては、その必要性、合理性について検討するとともに、既存株主の利益を害すことのないよう、第三者である弁護士、主幹事証券会社等と協議の上、取締役会の審議、承認を得た上で行うこととしております。

また、実施にあたっては、速やか、かつ、適切な情報開示を行い、十分な説明に努めます。

【原則 1 – 7. 関連当事者間の取引】

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、こうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、こうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続きを踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、関連当事者との取引を行うにあたり、取締役会での審議、承認を得ることとしております。なお、取締役会において当該取締役が特別利害関係人に該当する場合には、当該取締役は定足数から除いております。

また、関連当事者との取引を適切に把握するため、担当部署が関連当事者の範囲の変動について定期に調査を実施し、関連当事者との取引を監視しております。

以上により、会社や株主共同の利益を害することのないよう努めております。

なお、関連当事者との取引ならびにその取引条件等については、株主総会招集通知（＊1）及び有価証券報告書（＊2）において開示を行っております。

- 参照情報

（＊1） 個別注記表 6. 関連当事者との取引

（＊2） 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 関連当事者情報

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、スーパーマーケット事業を主力としており、事業活動を行うにあたり、出店する地域社会をはじめ、大変多くのステークホルダーとのかかわりを持っております。当社の持続的成長と企業価値の創出は、これらステークホルダーとの協働が不可欠であり、企业文化・風土醸成の重要性を認識しております。

当社は、経営理念に基づき、「判断の基準はお客様」（お客様とは、様々なステークホルダーを含む。）とする判断基準を、経営トップはじめ経営陣が、全役職員に対し常々語りかけ意識の共有を図り、企业文化の醸成に努めています。また、このような考え方に基づく行動指針を定め、これを当社ホームページ（＊1）他を通じ社内外に広く公表し実践しております。

- 参照情報

（＊1） <http://www.axial-r.com/company/conduct/>

【原則 2 – 1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、経営理念を次のとおり定めております。

我々は毎日の生活に必要な品を廉価で販売し、
より豊かな文化生活の実現に寄与することを目的とする。

当社の主要な事業は、スーパーマーケット事業であり、各店舗が地域と共生し、日々大変多くのお客様から当社グループ店舗をご利用いただいております。

当社が扱う商品の多くは、お客様が毎日のようにお使いになる日常品です。日常品をお手軽価格で提供することで、普段から気兼ねなくご利用いただき、さらに、特別な日にお求めになる商品や高価なイメージがある商品も、お買い求めやすく気軽にご購入できるようにして、生活に潤いと精神的な豊かさを実感していただくことを目的としております。

当社グループの店舗が出店することによって、あるいは、当社グループがご提供する商品を使っていただくことによって、お客様、さらには地域の暮らしが良くなつたと実感し、ここに当社グループの店舗があつて良かったと言っていただけるように、当社全役職員は、この経営理念を共有し、実践しております。

この経営目的の実現を効果的、かつ、効率的に行うための考え方や実践手法として、当社グループは、TQM（Total Quality Management：総合的品質管理）を経営の根幹としております。全役職員が一丸となり、お客様ご満足の実現を目的として、継続的にこの活動に取り組むことで、経営の質の向上に取り組んでおります。

【原則 2 – 2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。

- 説明

当社では、お客様をはじめ当社グループをとりまく企業、団体、関係機関などから高く信頼され、永続的な発展を継続するための企業統治の確立を目的として、倫理・コンプライアンス管理規程の中に行動指針を定めております。

この内容は、具体的な解説を付け加えた倫理・コンプライアンス管理規程解説書として発行し、全役職員に配布し、教育を行っております。

行動指針の内容につきましては、当社ホームページに行動指針（＊1）として掲示しております。

- 参照情報

（＊1） <http://www.axial-r.com/company/conduct/>

【補充原則 2 – 2 ①】

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、倫理・コンプライアンスの順守状況を確認し、必要な場合には措置を講じることを目的として、コンプライアンス委員会を設置しております。

この委員会は、グループ内各社から指名された者約 30 名で構成し、隔月で開催しています。

審議の内容は議事録を作成し、当社役員に回付するとともに、必要な場合には、社長に対し答申を行い、社長は必要な措置を講じることとしております。

【原則 2 – 3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の主要子会社である、株式会社原信、株式会社ナルスは、環境基本方針を定め、環境に配慮した経営を推進しており、ISO14001の認証を取得しております。なお、環境基本方針につきましては、原信・ナルスホームページに原信ナルス環境基本方針（＊1）として掲示しております。

この環境活動は、環境CSR室が中心となって環境目標を設定の上推進し、約50名で構成する環境内部監査委員会を組織して、環境に配慮した経営の推進、順守状況の確認を行っています。

社会貢献活動につきましては、イベント等を通じた地域社会との連携や、買い物弱者支援、災害時の被災者支援活動等、日ごろの営業活動を通じたものから、非常時におけるものまで、グループ各社が連携した事業活動を行っています。

- 参照情報

(＊1) <http://www.hnhd.co.jp/csr/eco-policy/>

【補充原則 2 – 3 ①】

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、事業活動が社会に与える影響を鑑み、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーからの要請や関心に応えていくことは、非常に重要だと考えております。

当社グループは、この考え方に基づき、様々な社会貢献活動や環境に配慮した経営を推進しております。

その内容につきましては、毎期、CSR REPORTに取りまとめ、当社ホームページにCRSレポート（*1）として掲示しております。

- 参照情報

(* 1) <http://www.hnhd.co.jp/csr/eco-report/>

【原則 2 – 4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の主要な事業は、スーパーマーケット事業であり、パートナー社員、アルバイト社員を含めた女性の就業比率は、男性より上回っております。また、お客様の多くは女性が占めております。

このような事業特性から、女性の視点を活かした女性の活躍を促進することは非常に重要だと考えております。

なお、持株会社である当社に女性役員は就任しておりませんが、実際に事業を行う事業会社には、女性役員を登用しております。

正社員の採用及び入社後の育成や処遇については、男女の別なく同一のものとなっており、社内には女性管理職も多くいます。また、正社員にいかわらず、パートナー社員についても、教育プログラムの整備や資格等級制度による育成支援の仕組みを設け、活躍の推進を図っております。

このほか、障害者雇用や外国人雇用についても積極的に進めております。

これらを実現するための職場環境の整備も進めており、容易に扱える店舗機材の導入や各種人事制度の整備を図り、性別や雇用形態等にとらわれない多様性を尊重した社員の活躍を推進しております。

【原則 2 – 5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、いわゆる内部統制システム構築の基本方針を定めております。この内容は、有価証券報告書（＊1）に記載しております。

この定めに従い、倫理・コンプライアンス規程解説書に明記した内部通報窓口を設置しております。

また、内部通報窓口の案内は、毎月発行される社内報に記載し、幅広く通報を呼び掛けております。

報告された内容は、当社の取締役及び監査役に情報共有されるとともに、コンプライアンス委員会で審議され、必要な措置を講じることとしております。

- 参照情報

（＊1） 第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 （1）
コーポレート・ガバナンスの状況 ⑪ 内部統制システム構築の基本方針

【補充原則 2 – 5 ①】

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

内部通報窓口は社内に2か所、外部に2か所設置しており、報告をした者の秘匿確保と不利益な扱いを受けることがないよう、内部統制システム構築の基本方針に明記しております。

この内容は、有価証券報告書（＊1）に記載しております。

- 参照情報

（＊1） 第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 （1）
コーポレート・ガバナンスの状況 ⑪ 内部統制システム構築の基本方針

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話をを行う上で基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、当社を取り巻く様々なステークホルダーに対し、適時かつ適切な情報開示を行うことが、情報利用者の保護につながるとともに、当社に対する理解を深めると考え、情報開示の重要性を認識しております。

開示する情報は、各種法令に定める事項のみならず、当社が必要と判断した情報については、当社ホームページや様々な媒体等を利用して積極的に開示しており、記載については、情報利用者の適切な判断に資するよう努めています。

【原則 3 – 1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、以下のとおり主体的な情報発信を行っております。

- (i) 有価証券報告書及び決算短信、CSR REPORT、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、IR資料等にて開示しております。
- (ii) 有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び当社ホームページ・コーポレートガバナンス（*1）にて開示しております。
- (iii) 有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び当社ホームページ・コーポレートガバナンス（*1）にて開示しております。
- (iv) コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び当社ホームページ・コーポレートガバナンス（*1）にて開示しております。
- (v) コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び当社ホームページ・コーポレートガバナンス（*1）にて開示しております。

- 参照情報

(*1) <http://www.axial-r.com/ir/cg/>

【補充原則 3 – 1 ①】

上記の情報開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。

- 説明

当社は、情報開示にあたり、利用者にとって理解しやすい記述を心がけております。

【補充原則 3－1 ②】

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。

- 説明

当社は、毎期、英文事業報告書（ANNUAL REPORT）を発行し、当社ホームページの財務情報（＊1）に掲載しております。

また、英文の決算短信のサマリー情報を開示し、東証上場会社情報検索サービスに掲載しております。

- 参照情報

(＊1) <http://www.axial-r.com/ir/financial/>

【原則 3 – 2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、外部会計監査人の適正な監査が実施されるよう、監査を行いややすい環境の確保に努めております。

外部会計監査人から当社に対するアクセスは、財務経理部門のみならず、特定の窓口を設けずに、直接、営業部門、その他各部門や関連会社へのアクセス等が可能な状態にしており、外部会計監査人の自由な意思が尊重され、適正な監査の実効性が確保されるようにしております。

【補充原則 3 – 2 ①】

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

(i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

(ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- コードに対する当社の対応：実施する。

- 説明

当社の監査役会は、以下の対応を行っております。

(i) 外部会計監査人の選定、評価につきましては、外部団体のガイドライン等を参考に当社としての基準を定め、評価しております。

(ii) 外部会計監査人より、毎期、独立性と専門性に関する説明を受け、その妥当性を評価しております。

【補充原則 3 – 2 ②】

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

(i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保

(ii) 外部会計監査人から C E O ・ C F O 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保

(iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保

(iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、以下の対応を行っております。

- (i) 監査時間の確保については、外部会計監査人から提示を受けた監査スケジュールをもとに事前協議して、十分な監査時間を確保しており、当社から監査時間の制約は行っておりません。
- (ii) 経営幹部へのアクセスについては、外部会計監査人からの要請に基づき、代表取締役をはじめ各経営陣幹部との面談を隨時行っています。
- (iii) 監査役、内部監査部門や社外取締役との連携につきましては、四半期決算及び期末監査終了後に監査報告会を開催し、会計監査人より監査役に対して実施した監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告が行われるとともに、期中においても必要に応じて隨時、相互の意見交換、質問等が行われており、監査役監査の有効性に資する情報交換、会計監査の適正性に係る監視、検証がなされております。
- (iv) 外部会計監査人からの指摘については、各部門が連携して必要な是正を行っております。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の取締役会は、その役割・責務を認識し、以下の取り組みを行っております。

- (1) 経営戦略等の大きな方向性につきましては、経営理念実現のため、目標設定となる期間に応じ、長期経営計画、中期経営計画、年度方針を定め、これを公表し、全役職員で共有して意思統一を図っております。
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクにつきましては、当社は、純粋持株会社であり、各事業会社経営における各事業会社の独自性を尊重する一方、グループ全体としての一体性、全体最適実現の観点から、必要な議案を取締役会で審議しております。適切なリスクテイクは、当社の継続的発展や企業価値の向上につながるものと考えておりますので、リスクヘッジの体制も整備しつつ、経営戦略を選定してまいります。
- (3) 経営陣・取締役に対する実効性の監督につきましては、内部統制システムに関係した各種社内組織を活用して監督を行うとともに、グループ経営会議等、社内における承認体制の整備を図って、実施してまいります。なお、当社の内部統制システムの関係図につきましては、有価証券報告書（＊1）、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び当社ホームページ・コーポレートガバナンス（＊2）に記載しております。

● 参照情報

- (＊1) 第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)
コーポレート・ガバナンスの状況 ① 提出会社の企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由等
- (＊2) <http://www.axial-r.com/ir/cg/>

【原則 4 – 1. 取締役会の役割・責務（1）】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の取締役会は、経営理念実現のために、長期経営計画及び中期経営計画を策定し実行しておりますが、その具体的な戦略や計画の実行に関する意思決定については、常に「すべての判断基準はお客様（お客様には、様々なステークホルダーを含む。）」を念頭においております。

当社の意思決定が、当社にとってだけの都合になっていないか、社会との共生を図り、お客様満足の実現につながるものであるか、お客様の観点から判断を行うよう努めています。

【補充原則 4 – 1 ①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社グループは持株会社体制をとっており、持株会社である当社を中心各関係会社（以下、各事業会社という。）がその支配、管理下に置かれ、実際の事業を行う構成となっております。

このため、当社は、各事業会社の業務執行状況の監視を集約的に行い、当社グループ全体の企業統治体制の有効性を確保することを目的として、社外取締役の選任と監査役会設置会社の形態を採用しております。

また、当社では、経営に関する意思決定と業務執行の役割を明確化し、企業集団全体の業務執行体制について、迅速かつ機動的な経営戦略の実現を図るとともに、責任を明確化しコーポレート・ガバナンス体制を強化することを目的として、当社ならびに主要事業会社において執行役員制度を導入しております。執行役員の任期は1年で、取締役会の決議により選任しております。取締役は当社を中心とした企業集団全体に関する経営判断、業務執行の監督及び取締役会における意思決定について責任を負い、執行役員は取締役会の決議に基づき執行する業務について責任を負います。

その概要につきましては、有価証券報告書（＊1）にて開示しております。

なお、取締役会の決定事項につきましては取締役会規程において定め、各執行役員の業務執行・責任範囲につきましては、職務権限規程において定めております。

- 参照情報

（＊1） 第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

【補充原則 4 – 1 ②】

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、3か年の中期経営計画をローリング方式で作成し、公表しています。

ローリングにあたっては、直近事業年度の状況や新たに生じた計画、課題、環境変化等を踏まえ、策定しております。また、年度終了後には、計画の進捗状況の確認や分析を実施しております。

上記、中期経営計画と実績との比較や進捗状況に関する説明は、毎期、決算短信（＊1）や決算説明会で公表しております。

- 参照情報

（＊1） 添付資料 1 経営成績・財政状態に関する分析 （1） 経営成績に関する分析 ④ 中長期計画の進捗状況

【補充原則 4 – 1 ③】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、任意の組織として指名委員会を設置しており、当該委員会は、代表権を持たない取締役及び社外取締役で構成しております。

最高経営責任者等、経営トップ層の後継者の計画につきましては、当社の成長を永続的に実現するため長期的な視野に立って、指名委員会において検討を行っております。

【原則4－2．取締役会の役割・責務（2）】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、純粹持株会社である当社を中心に、各事業会社がその支配、管理下に置かれ、実際の事業を行う構成となっております。

当社は、当社グループ全体の最適化に関わる事項は、当社グループで一体となった戦略を進める一方、各社が独自に進めるべき個別の戦略に関しては、その自主性を尊重しております。

なお、各事業会社の経営陣幹部から提案される事項に関し、社内基準に照らして重要なものについては、当社グループ全体の方針管理の観点から適切なものであるか判断するとともに、当社グループ内の情報共有を図るため、取締役会へ上程する前に、当社グループの経営幹部で構成するグループ経営会議にて審議し、意見交換を行い検討しております。

取締役会では、当該経営会議の審議結果を踏まえ、最終的な決定を行っており、承認した事項が実行される際には、その実現に向けた支援を行います。

経営陣の報酬については、企業価値向上による株主利益の増大を株主と共有することが、経営陣の企業家精神の一層の発揮に資すると考え、その金額決定にあたり、業績運動の考え方を取り入れたインセンティブ付けを行っております。

【補充原則 4 – 2 ①】

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、純粋持株会社であり、実際の事業は各関係会社が行っているため、当社グループ内の評価の公平性を図る観点から、監査役会設置会社でありますが、任意に報酬委員会を設置しております。

その構成は、代表権を持たない取締役 4 名及び社外取締役 2 名としております。

報酬委員会では、内規に従い当社グループのすべての経営陣幹部を対象に評価を行い、取締役会に対し報酬額の答申を行っております。

役員報酬はすべて現金報酬としております。

なお、当社グループは、役員持株会及び従業員持株会の制度を運用しており、現時点において、経営陣や従業員における株価変動に伴うインセンティブは、機能していると考えているため、自社株報酬については、導入しておりません。

毎月支給される基本報酬につきましては、報酬委員会の内規で支給基準を定め、就任する役職に応じた支給基準により算定しております。

役員賞与につきましては、連結業績連動としており、グループ全体の役員賞与の総額を、親会社株主に帰属する当期純利益の概ね 8.5 % の枠内で、各役員の考課を踏まえ算定しております。

【原則4－3．取締役会の役割・責務（3）】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、純粋持株会社であり、実際の事業は各関係会社が行っているため、当社グループ内の評価の公平性を図る観点から、監査役会設置会社であります。任意に報酬委員会及び指名委員会を設置しております。

報酬委員会では、内規に従い当社グループのすべての経営陣幹部を対象に評価を行い、取締役会に対し報酬額の答申を行っております。

指名委員会では、当社グループのすべての経営陣幹部を対象として候補者の審議を行い、取締役会に対し答申を行っております。

情報開示につきましては、社内の報告連絡体制に基づき、IR担当取締役が情報集約を行っており、適切な情報管理が行われるよう監督しております。

財務報告に係る内部統制の管理運用体制に係る整備につきましては、当社に内部統制管理室を設置し、企業集団全体を対象に、現状分析、検討、改善を進めており、当社グループ各社より人選した人員で内部統制整備委員会を組織して、その報告、評価等を行っております。

経営全般に係る潜在リスクにつきましては、当社グループ各社より人選した人員で組織したリスクマネジメント委員会において、問題の抽出、対策の検討をしております。

利益相反取引につきましては、毎期、役員全員を対象に関連当事者の調査を実施するとともに、担当部署で関連当事者との取引を監視、抽出しております。

【補充原則 4 – 3 ①】

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、経営に関する意思決定と業務執行の役割を明確化し、企業集団全体の業務執行体制について、迅速かつ機動的な経営戦略の実現を図るとともに、責任を明確化しコーポレート・ガバナンス体制を強化することを目的として、執行役員制度を導入しております。

取締役は当社を中心とした企業集団全体に関する経営判断、業務執行の監督及び取締役会における意思決定について責任を負い、執行役員は取締役会の決議に基づき執行する業務について責任を負います。

経営陣幹部の選任や解任に関わる事項については、当社グループ内の評価の公平性を図る観点から、監査役会設置会社であります。任意に指名委員会を設置しております。

指名委員会では、当社グループのすべての経営陣幹部を対象として、取締役及び監査役候補者の指名については内規として定めた選定基準に従い、執行役員については、執行役員規程に定めた推薦基準に従い選定し、取締役会に対し答申を行っております。

なお、経営方針がどの程度具現化されているかについて、TQM推進部が企業集団全体を対象に経営に関するTQM活動（全社的品質管理活動）に基づく進捗管理を行なっております。経営陣幹部は、毎期、年度開始前に各担当範囲の年度方針を策定し方針発表を行うとともに、毎月、進捗状況の報告を行います。また、四半期ごとに結果の振り返りを報告し、実績の総括を行っております。

【補充原則 4 – 3 ②】

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の取締役会は、業務執行、監督機能等を強化するプロセスとして、以下のような機能を設置しており、これらより適時に報告を受け、その運用状況が適切に行われているか確認しております。

なお、当社の内部統制システムの関係図を有価証券報告書（＊1）に図示しております。

（内部監査の執行）

業務執行状況の内部監査につきましては、持株会社である当社に業務監査室を設置し、各事業会社から独立した立場で、企業集団全社を対象に実施しております。

（財務報告に係る内部統制の評価）

財務報告に係る内部統制の管理運用体制に係る整備につきましては、当社に内部統制管理室を設置し、企業集団全体を対象に、現状分析、検討、改善を進めており、当社グループ各社より人選した人員で内部統制整備委員会を組織して、その報告、評価等を行っております。

（経営方針管理）

経営方針がどの程度具現化されているかについて、TQM推進部が企業集団全体を対象に経営に関するTQM活動（全社的品質管理活動）に基づく進捗管理を行なっております。また、倫理・コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスや企業倫理に関する教育・啓蒙を進め社員の意識向上に努めております。

（環境内部監査の執行）

当社グループの主要な事業会社である株式会社原信及び株式会社ナルスはISO14001：2004の認証を審査時に稼動していたすべての事業所で取得しており、環境保全に関する活動、法令遵守及び業務の執行状況について、社内の環境監査委員で組織した環境内部監査委員会による監視を行うとともに、環境活動の品質管理に関する維持・保全に努めており、外部認証機関による定期審査も継続して受けております。

（コンプライアンスに関する審議）

内部通報制度の設置・運用により、社内外から広く情報収集の窓口を設けるとともに、問題については当社グループ各社より人選した人員で組織したコンプライアンス委員会の審議・答申に基づき、社長が必要な措置を講じることとしております。

（リスク評価）

経営全般に係る潜在リスクにつきましては、当社グループ各社より人選した人員で組織したリスクマネジメント委員会において、問題の抽出、対策の検討をしております。

(その他)

商品の品質管理につきましては、当社グループ各社の担当部署が維持管理状況に関する調査を行うとともに、産地表示や商品の原料、添加物の表示に関する法令遵守の徹底、販売期限、トレーサビリティーを含む商品の品質保証全般の管理を行っております。

労務管理につきましては、当社グループ各社ごとに労働組合の執行部数名と各社の取締役による労使協議会を毎月開催しており、率直に経営全般にわたる広範囲な問題点を協議し、労使で諸問題についての情報共有する仕組みを構築しています。

● 参照情報

- (* 1) 第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)
コーポレート・ガバナンスの状況 ① 提出会社の企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由等

【原則4－4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではなく、能動的・積極的に権限行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の監査役は、その役割・責務を果たすにあたって、客観的な立場において適切な判断を行っております。

その行動は、重要な書類の閲覧や報告の収集等に限らず、隨時、自らが各関係会社、各事業所を直接巡回する等、積極的に行っており、様々な情報の収集や現状に即した意見形成を適時にしております。

また、常勤監査役は、社長との個別ミーティングを実施しており、直接意見を述べる機会を定例で設けております。このほか、各監査役は、取締役会において、あるいは経営陣に対し積極的に意見を述べております。

【補充原則 4－4 ①】

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の監査役会は4名で構成されており、その内訳は、常勤監査役かつ社外監査役1名、常勤監査役2名、社外監査役1名となっております。

社外監査役2名は、金融機関出身者であり、その経験から専門性や独立性に関する高い見識を有しております。また社外監査役ではない常勤監査役は、当社グループの従業員出身者であり、当社グループの業務内容に精通した十分な見識を有しております。

監査役監査の実施に当たっては、常勤監査役が取締役会その他重要な会議に出席して議事の内容を把握するとともに議案審議等に必要な発言を行うほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧を行い、当社、各事業会社の主要な営業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて各事業会社から営業の報告を受けることとしております。また、毎月開催される監査役会では、すべての監査役の情報共有を図るほか、各監査役の意見形成に足る審議が行われており、必要と認められた場合には、取締役に対し提言、助言、勧告を行うこととしております。

社外取締役との連携につきましては、隨時意見交換を行っており、情報の共有を図っております。

【原則 4 – 5．取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の役員ならびに経営陣は、株主に対する受託責任の重要性を認識しております。

当社は、行動指針（＊1）を制定し、当社ホームページ等で公表しており、これに従い、ステークホルダーとの適切な協働を確保し、会社や株主共同の利益を高めるよう行動しております。

- 参照情報

（＊1） <http://www.axial-r.com/company/conduct/>

【原則 4 – 6. 経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。

- 説明

当社は、社外取締役 2 名を選任しております。

【原則 4 – 7. 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

- コードに対する当社の対応：実施する。

- 説明

当社は、弁護士及び大学教授の2名を独立社外取締役に選任しており、その活用状況について、以下のようにおり判断しております。

- (i) 企業法務及び専門的見地の観点から、経営方針や経営改善に関する必要な助言を得ております。
- (ii) 取締役会の重要な意思決定において積極的に審議に参加し、経営の監督をしております。
- (iii) 専門的な見地を踏まえ、利益相反の監督を行っております。
- (iv) 独立した立場で、必要な意見を述べております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場企業は、上記にかかわらず、その取組み方針を開示すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、社外取締役を2名選任しており、その2名を独立役員として指定しております。

指定理由については、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

【補充原則 4 – 8 ①】

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の独立役員は、社外取締役 2 名であり容易に相互の情報共有が可能であるため、あえて会合等は設けておりませんが、必要に応じて隨時情報共有を図っております。

【補充原則 4 – 8 ②】

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の独立社外取締役 2 名のうち筆頭独立社外取締役は特段定めておりませんが、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携は以下のとおり十分に図られる体制を整えております。

- ・独立社外取締役の補助は、その求めに応じ、適時、当社の総務部が行っております。
- ・当該独立社外取締役は、取締役会の場に加え、それ以外の場においても、当社の経営陣との連絡・調整を適宜行っております。
- ・監査役または監査役会との連携は、社外取締役が監査役会との意見交換会に出席するなど、適宜、実施しております。
- ・独立社外取締役は、容易に相互の情報共有を行うことが可能であります。

【原則 4 – 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、独立社外取締役の選定にあたり、東京証券取引所の定める基準を満たすことに加え、取締役会における貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

なお、社外役員の独立性判断基準及び独立社外取締役の選定理由につきましては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載しております。

【原則 4 – 1 0 . 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、代表取締役の独断をけん制し、公正な企業統治が行われることを目的として、指名委員会並びに報酬委員会を設置しております。

指名委員会では、当社グループ全体の経営陣幹部の選任又は解任について審議し、答申を行っております。その構成員は、社外取締役 2 名及び代表取締役以外の取締役 4 名で構成しております。

報酬委員会では、当社グループ全体の役員賞与の個別支給額の配分を審議し、答申を行っております。その構成員は、社外取締役 2 名及び代表取締役以外の取締役 4 名で構成しております。

【補充原則 4－10 ①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、前項記載のとおり、任意の仕組みとして、指名委員会及び報酬委員会を設置しており、そのいずれについても社外取締役を構成員とし、適切な関与・助言を得て、答申を決定しております。

【原則 4 – 1 1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社の取締役会の構成は次のとおりであります。

- ・当社主要事業会社の代表者等3名（株式会社原信、株式会社ナルス、株式会社フレッセイ）
- ・各事業会社における各業務（営業部門及び管理部門）に精通した業務執行取締役及び当社グループ全体の管理統制にあたる業務執行取締役6名
- ・社外取締役2名（弁護士及び大学教授）

当社の組織形態は、純粹持株会社体制をとっていることから、現状の取締役会の構成は、次項に記載のバランス及び多様性を満たす構成となっていると考えております。

取締役会の実効性に関する分析・評価は、年1回実施することとしております。

【補充原則 4－11 ①】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社グループは持株会社体制をとっており、持株会社である当社を中心各関係会社（以下、各事業会社といいます。）がその支配、管理下に置かれ、実際の事業を行う構成となっております。

当社は、各事業会社の経営における独自性を尊重する一方、各事業会社の業務執行状況の監視を集約的に行うこととしております。このため、当社グループ全体の企業統治体制の有効性を確保することを目的として、社外取締役の選任と監査役会設置会社の形態を採用しております。

当社の取締役会は、グループの各社の経営状況全般の把握を行い、グループ各社の事業遂行の妥当性を検証するとともに、グループ全体の根幹となる部分については、グループの全体最適を図り一体となった意思決定を行いうる構成としております。

以上より、業務執行取締役は、主要な事業会社において知識、経験を積み経営に精通した各事業会社の経営責任者とグループ全体に関わる管理統制を図れる者を選任することとしております。

また、社外取締役については、相当の知見を備えた専門家や公平中立な観点を備えた多様な経験を持つ企業経営経験者を選任することとしております。

なお、当社は取締役候補者の選定基準を定めており、その内容につきましては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示しております。

【補充原則 4－11 ②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、役員が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役については取締役会、監査役については監査役会の承認を得ることとなっております。

その審議にあたっては、当社の役員としての役割や責務を果たすために、支障を及ぼす可能性の有無について議論されており、支障がないことを確認したのち、他の会社の役員を兼任することが承認されます。

当社の取締役、監査役には、他の会社の役員を兼任しているものがありますが、当社の役員としての職務の遂行に支障を及ぼしているものはありません。

なお、役員の兼任の状況につきましては、有価証券報告書（＊1）や株主総会招集通知（＊2）に記載して毎期開示しております。

- 参照情報

（＊1） 第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 5 役員の状況

（＊2） IV 会社役員に関する事項 1. 取締役及び監査役の氏名等

【補充原則 4－1 ③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施しない。
- 説明

当社は、取締役会の実効性について、社外取締役及び社外監査役の監視により検証しております。

また、取締役会全体としての実効性に関する評価・分析は、取締役及び監査役に対し調査票を配布して回答を得たのち取締役会にて総括を行うこととしております。

なお、その内容に関する開示につきましては、今後の検討課題といたします。

【原則 4 – 1 2．取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

取締役会においては、議長の議事運営により、議案の審議に関する事項に限らず、様々な発言、意見交換が行われる時間を設けております。

出席者は、何ら制限を受けることなく、活発な意見交換を行っております。

【補充原則 4 – 1 2 ①】

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

● コードに対する当社の対応：実施する。

● 説明

当社は、取締役会の運営に関して、以下の取組をしております。

- (i) 取締役会の資料につきましては、総務部が取りまとめ、会日に先立って配布しております。
なお、当社は持株会社として、当社グループ全体の経営方針の決定を行い、企業集団全体の管理統括・意思疎通を図る観点から、グループ経営会議(常勤取締役、常勤監査役全員とその他各事業会社の役員等のうち指名された者により構成)において、活発な議論を経て日常業務に関する意思決定を行っています。取締役会で審議される事項につきましては、原則として経営会議等の審議を経た上で上程されることとなるため、常勤の取締役及び監査役は、内容について熟知したうえで取締役会に出席しております。
- (ii) 取締役会以外の資料に関しましては、各担当部署より、数表等を用いて分析を行った資料などが作成され、配布されており、十分な情報が提供されるよう努めております。
- (iii) 取締役会の開催スケジュールにつきましては、年度開始前に総務部が主要会議等と連動した年間スケジュールを作成し、計画的に開催を行っております。
- (iv) 審議項目数につきましては、特に定めはありませんが、取締役会規程にて定められた事項に関し、具体的な上程基準を定め、議案の上程を行っております。
開催頻度につきましては、最低、毎月 1 回の開催としており、前項の開催スケジュールにて開催日を定めております。
- (v) 審議時間につきましては、特段の制約は定めておらず、十分な審議を尽くしております。

【原則 4 – 1 3. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。

- 説明

当社の役員は、その役割・責務を果たすため、日常的に必要な情報の共有を図るほか、必要に応じて各部門へ情報の照会を自らが直接行っております。

また、監査役の監査は、年間の監査計画に基づき各監査役が分担した職務の分担等に従い、本社内にとどまらず各事業所や関連会社へ出向くなどして、積極的に行われております。また、取締役の職務執行状況について取締役に直接確認するため、毎期年度末に、全取締役に対し複数質問形式の取締役職務執行確認書を配布し、回答を得ております。

取締役の支援につきましては、各取締役の分掌部門が日常的に行うほか、取締役会においては、総務部が取締役会事務局となって、情報の取りまとめを行います。

監査役の支援につきましては、監査役の要請に基づき、取締役会が監査役と協議の上、当社の取締役から独立した使用人を監査役事務局として任命し、その職務の補助をしております。

取締役会においては、取締役、監査役のほか、必要と認める執行役員等の担当責任者が出席し、適宜、議案の説明や各取締役、監査役からの質問に回答しております。

情報の円滑な提供が確保されているか否かについては、取締役会、監査役会それぞれにおいて、意見の交換、確認が行われております。

【補充原則 4－13 ①】

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果斷な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

取締役、監査役はいずれもその必要に応じて、自らが直接、各部門、関係会社に対し、情報の提供を求めております。

また、常勤監査役は、内部監査部門や内部統制部門、各関係会社トップと定例ミーティングを実施するとともに、各担当部門、事業所に対し、適宜、調査を実施しております。

【補充原則 4 – 1 3 ②】

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、取締役及び監査役が職務執行を行う上での課題等について、必要に応じ弁護士、コンサルタント、その他外部専門家を積極的に活用し、助言を得ております。

当該事項に関する費用は、会社の費用としております。

【補充原則 4 – 1 3 ③】

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

内部監査と取締役の連携につきましては、社長直轄の独立した社内組織である業務監査室を設置し、各社の内部監査担当部門と連携して、内部監査規程に基づく内部監査を実施しております。

内部監査は、内部統制の整備及び運用状況について、その有効性・効率性の評価を含め、法令及び社内規程等に基づき適切に業務執行が行われていることを継続的に監視することを目的としており、毎年、年度当初に立案し社長の承認を得て決定される年間計画に基づく定期監査では、子会社の業務執行状況の調査を含め、継続的に監視すべきテーマについて業務監査と会計監査を実施しております。また、特に必要と認められたテーマが生じた場合には、社長の指示により特別監査が実施されることとなっております。

監査の結果につきましては、取締役会に報告の上、必要に応じて、改善・是正措置が実施されることとなっており、改善状況等については、必要に応じて事後確認のための監査を実施することとしております。

内部監査と監査役の連携につきましては、毎月、常勤監査役が内部監査部門である業務監査室との定例ミーティングを開催し、監査の実施状況、指摘事項、指摘事項の改善状況について相互の意見交換、助言等を行い、監査の有効性、効率性を高める取り組みを行っております。また、必要に応じて両者が協力して共同の監査を実施しております。

なお、取締役のサポートにつきましては、総務部で行っております。

また、監査役のサポートにつきましては、会社法及び会社法施行規則の定めに従い制定した内部統制システム構築の基本方針（＊1）に従い、監査役事務局として専任で監査役を補助すべき使用人を置くとともに、その使用人の取締役からの独立性を確保しております。

- 参照情報

（＊1） 第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 （1）
コーポレート・ガバナンスの状況 ⑪ 内部統制システム構築の基本方針

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとらえられているか否かを確認すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、当社の役職員が必要な知識を習得し、その理解の下、適切な行動を行い、責任を果たしていくことが、当社の持続的発展や社会的責任を果たすために重要であると認識しております。

その認識に基づき、企業経営において役員が理解すべき基本的な事項のほか、当社の事業特有な事項についても、社内外のトレーニング機会を当社の費用で積極的に提供することとしております。

【補充原則 4－14 ①】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、隨時、外部講師を招き社長以下経営幹部を対象とした社内勉強会を実施し、経営上、必要な知識のトレーニングを実施しております。

また、外部団体の様々なセミナーへ定期に経営幹部を派遣し、必要な知識の習得に努めております。

【補充原則 4 – 1 4 ②】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、原則 4 – 1 4 に記載した役員等に対するトレーニングの方針を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示いたします。

第5章 株主との対話

【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話をを行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、こうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、株主をはじめとした様々なステークホルダーと継続的かつ積極的な対話をを行い、当社の経営方針や成長戦略を理解していただくとともに、頂戴した意見等を適切に当社の経営に反映させていくことが、当社の持続的成長と企業価値向上にとって重要であると認識しております。

当社はこれらの機会を得るため、IR活動に取り組むほか、IR担当取締役を指定し、経営トップ層自らが頂戴した意見等に対応し、社内で情報共有する体制を整えております。

【原則 5 – 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、株主や投資家、報道機関からの対話の申し込みについて、以下の対応を行っております。

依頼に基づく当社からの訪問

当社への来社応対

国内外からの電話取材

店舗、物流センター視察応対

また、当社のディスクロージャーに関する基本方針を作成し、当社のホームページ・コーポレートガバナンス（＊1）にディスクロージャー・ポリシーを開示し、当社の情報開示に関する方針の周知を対外的に図っております。

- 参照情報

（＊1） <http://www.axial-r.com/ir/cg/>

【補充原則 5 – 1 ①】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、IR担当取締役として専務取締役が株主や投資家との対話に対応しています。

また、決算説明会や投資家向け会社説明会については、社長がプレゼンテーションを行っています。

【補充原則 5 – 1 ②】

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記（ ii ）～（ v ）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内の I R 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や I R 活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

● コードに対する当社の対応：実施する。

● 説明

当社は、株主との建設的な対話を促進するための方針として、以下の取組みを行っております。

- (i) 株主との対話全般の統括については、IR担当取締役である専務取締役を指定しております。
- (ii) 対話を補助する社内組織の連携は、経営企画部が中心となって、各部署より必要な情報の取りまとめを行っています。
- (iii) 個別面談以外の対話の手段につきましては、期末決算公表後と第2四半期決算公表後の半期ごとに機関投資家向け会社説明会とスマーリミーティングを開催し、社長がプレゼンテーションを行っています。開催会場は、東京都内、新潟市内、長岡市内で実施しています。また、臨時に個人投資家向け会社説明会を行うことがあります。
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念等は、取締役間で情報共有しております。
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策につきましては、社内規程としてインサイダー取引防止規程を定め、これを順守しております。

【補充原則 5－1 ③】

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業で
きる限り協力することが望ましい。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、証券代行機関より年4回（3月末、6月末、9月末、12月末）全株主名簿の報告を受け、株主構造の把握をしております。

なお、実質株主判明調査は、必要に応じて行うこととしております。

【原則 5 – 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

- コードに対する当社の対応：実施する。
- 説明

当社は、経営理念実現のため、長期経営計画を定め、その橋渡しとしてローリング方式で3か年の中期経営計画を策定し、毎期見直しを行っております。

計画では、売上高、期末店舗数について目標値を公表し、合わせて目標達成のための重点課題を設定しており、その内容は、有価証券報告書（＊1）やIR資料に記載し、公表しております。

また、決算説明会においても説明を行っております。

- 参照情報

（＊1） 第1部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 （7） 経営者の問題認識と今後の方針

【その他参照情報】

1 有価証券報告書

当社ホームページ・財務情報及びEDINETにて開示しております。

2 臨時報告書

EDINETにて開示しております。

3 決算短信、IR資料、事業報告書、アニュアルレポート

当社ホームページ・財務情報にて開示しております。

4 株主総会招集通知

EDINET及び東証上場会社情報検索サービスにて開示しております。

5 コーポレート・ガバナンスに関する報告書

東証上場会社情報検索サービス及び当社ホームページ・コーポレートガバナンスにて開示しております。

6 当社ホームページ・コーポレートガバナンス

<http://www.axial-r.com/ir/cg/>

7 当社ホームページ・財務情報

<http://www.axial-r.com/ir/financial/>

8 EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム）

<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

9 TDnet（適時開示情報閲覧サービス）

<http://www.jpx.co.jp/listing/disclosure/index.html>

10 東証上場会社情報検索サービス

<http://www.jpx.co.jp/listing/co-search/index.html>

以上